

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会 (渚保育所・渚西保育所)	
開 催 日 時	令和元年 11 月 10 日 (日)	午後 7 時 00 分から午後 9 時 30 分まで
開 催 場 所	枚方市市民会館 1 階 第 3 ・ 4 集会室	
出 席 者	会 長：富岡委員 委 員：石田委員、高橋委員、中村委員、木村委員、宮部委員、 白井委員、坂本委員、松永委員	
欠 席 者	なし	
案 件 名	①枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）について ②枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選定基準（案） と選定方法について	
提出された資料等の 名 称	資料 1 枚方市立渚保育所・渚西保育所の民営化に係る社会福祉法人 の選定について（諮問）（写） 資料 2 次第 資料 3 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員配席図 資料 4 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員名簿 資料 5 枚方市附属機関条例 (枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会) 資料 6 就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン ～公立施設の今後のあり方について 資料 7 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案） 資料 8 枚方市立保育所移管に係る提出書類及びプレゼンテーション について (案) (関係書類一式) 資料 9 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選定基準 (案) 資料 10 選定審査の手順について (案) 資料 11 今後のスケジュール (案) 資料 12 枚方市審議会等の会議の公開に関する規程解釈・運用基準 資料 13 枚方市情報公開条例	
決 定 事 項	・枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）について確認 した。 ・枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選定基準（案）と 選定方法について確認した。	

会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	<p>案件1は公開。</p> <p>案件2は枚方市情報公開条例第5条第1項第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議を行うため非公開。</p>
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	1人
所管部署 (事務局)	子ども青少年部 子育て事業課
審議内容	
<p>【事務局】</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会を開会いたします。</p> <p>本日は、皆様、お忙しい中、また日曜日の夕刻という大変貴重なお時間にお集まりいただき、まことにありがとうございます。この審査会の会長が決まるまでの間、司会をさせていただきます、子ども青少年部次長の菊地と申します。よろしく願いいたします。本日の出席委員は9名でございます。委員数の2分の1以上のご出席をいただいておりますので、本日の審査会が成立している旨ご報告させていただきます。なお、第1回の審査会におきましては、会議の公開・非公開が決定されるまでの間は、枚方市審議会の会議の公開等に関する規定第3条第4項の規定によりまして、公開とさせていただきます。ご了承のほど、よろしく願いいたします。本日の傍聴者は、1名でございます。</p> <p>それでは、お手元の資料に、資料番号のインデックスを貼っておりますが、資料2の次第に沿って審査会を進めてまいります。まず、会議の開催にあたりまして、長沢副市長よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>【長沢副市長】</p> <p>皆さん、こんばんは。長沢でございます。委員の皆様におかれましては、何かとご多用の中、本選定審査会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。</p> <p>本市では、平成16年度の宇山保育所を初めとし、直近では、今年度当初の走谷保育所を含めまして、これまでに7カ所の公立保育所の民営化を実施したところでございます。民営化により、削減した経費につきましては、喫緊の課題であります待機児童対策、また、地域子育て支援の充実など、さまざまな子育て施策の充実に活用するとともに、民営化に合わせて定員増も行ってきたところでございます。</p> <p>今後も、引き続き、「未来輝くひらかた」の実現に向け、「魅力で人をつなぐまちづくり」という理念のもと、子育て環境の充実に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、これまでに民営化いたしました保育所におきましては、民営化後のアンケートなどを通じまして、保護者の皆様からおおむね満足いただいているところでございます。この度の民営化に際しましても、子どもたちのことを一番に考え、保育の引き継ぎなど丁寧に説明をし、対応してまいりたいと考えております。</p>	

各委員におかれましては、本日の案件であります募集要項をはじめ、書類審査やプレゼンテーションなどを通じてご審議いただき、よりよい運営法人を選定していただきますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、続きまして、本審査会についてのご説明をいたしますので、資料5「枚方市附属機関条例」をご覧ください。本条例の6ページから、別表1といたしまして市長の附属機関の記載がございます。その中に、本審査会が記載されておりますが、9ページをお開きいただけますでしょうか。

表の中で、9ページの下から2行目の網かけ部分に、本審査会を規定しております。左端から審査会の名称、担当事務、委員定数、委員構成、委嘱期間の順に規定をしておりますのでご確認をお願いいたします。なお、本審査会の担当事務につきましては、民間による運営への移行を決定した保育所を運営する社会福祉法人の選定に関する審査となっております。皆様には、この審査についてお願いをするものでございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、次第3の本審査会の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。資料4をご覧ください。委員構成の区分ごとにご紹介させていただきます。

(委員紹介)

【事務局】

本審査会は以上の9名の皆様に構成をされます。各委員の皆様のお手元に市長の委嘱状を置かせていただいております。ご確認をお願いいたします。皆様の任期は、答申をいただくまでとなっております。その間、委員の皆様におかれましては、地方公務員法に規定する特別職の非常勤職員となります。また、附属機関条例第9条に守秘義務について定めております。そのため、本審査会で知り得た情報につきましては、他にもらすことのないようにご留意をお願いいたします。

本審査会の庶務につきましては、枚方市子ども青少年部子育て事業課で担当いたします。ここまでで、何かご質問等はございますでしょうか。

【委員】

委嘱の期間だけど、答申の日までというのは大体わからないですか。

【事務局】

今年度中には法人の選定をしたいと考えております。また、スケジュール等につきましても後ほどご説明をさせていただきます。

【委員】

守秘義務の件ですが、法人が決まるまで保護者会での情報共有ということなのですか。

【事務局】

この審査会でご審議いただいている内容は、法人が決まりましたら公表はさせていただきます。審議内容につきましては、会議録の公表などについても、審議会の中でご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(事務局紹介及び配付資料の説明)

【事務局】

それでは、次第5の会長の選出に移らせていただきます。資料5「枚方市附属機関条例」をもう一度ご覧いただければと思います。1ページ目になります。第4条に「会長を置くこと」を規定しておりまして、「会長は委員の互選により定めること」としております。会長選出につきまして、何かご意見等はございますでしょうか。

【委員】

事務局一任にします。

【事務局】

事務局から案をお示しさせていただきますてもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【事務局】

それでは、事務局案といたしまして、これまでも本市の各委員会、審議会等で委員長等のご協力をいただいております富岡委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】

ありがとうございます。それでは、富岡委員に会長をお願いしたいと思います。それでは、富岡会長、会長席に移動をお願いいたします。

それでは、続きまして、次第6、長沢副市長から富岡会長に対して、審査会への諮問をさせていただきます。

(諮問書の朗読、手渡し)

【事務局】

それでは、大変恐縮ではございますが、長沢副市長は他の予定がございますので、ここで失礼をさせていただきます。

(長沢副市長退席)

【事務局】

それでは、先ほどの諮問書につきましては、皆様のお手元に資料1としてその写しをお配りさせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、以後の進行につきましては、会長が議長となりますので、富岡会長、よろしく願いいたします。

【会長】

会長のご指名をいただきました富岡でございます。よろしくお願いいたします。皆様、遅い時間にお集まりいただきまして本当にありがとうございます。ただいま、長沢副市長から諮問を受けいたしました。しっかりと会議の運営を進めていきたいと思っておりますので、委員の皆様のご協力とご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、審議を進めてまいります。まず、附属機関条例第4条には、会長が会議の出席に支障をきたした場合は想定し、あらかじめ職務を代理する副会長を置くことが規定されており、同条第2項で会長が必要と認める場合は会長が指名できることとなっております。

私が会議に出席できない場合の代理として副会長を石田委員にお願いしたいと思っておりますが、ご異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】

ご異議がないようですので、副会長は石田委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、会議を進めてまいりたいと思っております。まず、本日、既に公開で進めさせていただいておりますが、今後、審査会を進めるにあたり、会議の公開のルール、会議録の対応等について確認をしたいと思っております。まず、会議の公開・非公開について、事務局のご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料番号12の「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 解釈・運用基準」をご覧ください。資料の2ページをお開きください。第3条で審議会等の会議につきましては、原則公開することとしておりますが、同条ただし書きで(1)から(3)号に該当する場合は、公開しないことができるとしております。

次に、資料13の「枚方市情報公開条例」をご覧ください。資料の2ページをお開きください。「枚方市情報公開条例」第5条第1項では、公開請求があったときは、第1号から第7号まで列挙している「非公開情報」が含まれる場合を除き、公開しなければならないと規定されております。これらの中で、本会議では、3ページの一番上になりますが、第3号の法人等に関する情報として、法人内部の経理、人事等の内部管理に関する情報を取り扱います。また、第6号の審議、検討または協議に関する情報として、例えば、具体の法人選定基準を定める場合や、法人選定を書類審査及びプレゼンテーションで行う場合はこれらの事由に該当します。加えて、第7号の事務事業執行過程にある情報として、先ほどと同じく、具体の法人選定基準を定める場合などが該当するものと考えられます。

そのため、まず、本日の案件①につきましては、運営法人の募集要項について審議を行っていただくものであり、審議内容については先ほど申しました非公開とする事由には該当しないと考えております。

次に、案件②の運営法人選定審査会選定基準と選定方法についての審議につきましては、非公開とする事由に該当するため、非公開とすることが適当であると事務局では考えております。

【会長】

ただいま、事務局からご説明がありました。行政の審議会や協議会などは情報公開制度の趣旨から基本的に公開が望ましいと思いますが、選定手続を進めていく上で、公平性の観点などから非公開とすることが必要な事案もございます。

そのため、案件①の運営法人の募集要項についての審議は公開として、案件②の運営法人の選定審査会選定基準と選定方法についての審議については非公開とするのが妥当を考えますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】

それでは、皆様ご異議がないようですので、本会議は案件①を公開、案件②を非公開としたいと思います。よろしく願いいたします。続きまして、本会議の会議録について事務局のご説明をお願いいたします。

【事務局】

資料12の「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 解釈・運営基準」の8ページをご覧ください。「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」の第6条で、会議録の作成について定めております。審議会等の会議につきましては、第3項に会議の名称等以下の項目を記載して会議の記録を作成することとされております。

先ほどの会議の公開・非公開につきまして議論していただきましたが、会議録につきましては、この第1項で会議の公開・非公開にかかわらず作成することとされておりますので、この会議につきましても事務局で会議録案を作成し、委員の皆様のご確認をいただいた上で、会議録とさせていただきます。ただし、発言者の記載につきましては、今回のような利害関係の発生する審議内容では、全て発言者名を公表すると活発な意見交換に支障を来すおそれがあることから、会長、委員といった記載によることも可能であると考えております。

次に、資料の11ページをご覧ください。第7条の会議録の公表についてですが、会議録は原則公表となります。ただし、先ほど会議の公開のところでご説明しました、第3条第1項の非公開事由に該当する会議の会議録につきましては、非公開とできることが定められております。ただし、情報公開制度の趣旨に鑑みると、可能な限り公開すべきものであると考えますので、本審査会の答申を受けた後、事業者の決定後に公表という取り扱いとしてはどうかと考えております。よろしく願いします。

【会長】

ただいま、事務局から説明がありましたとおり、会議後に会議録を作成するということになり

ます。委員名、発言内容等を事務局で会議録案として作成し、各委員の確認を経た上で作成するということになります。また、より活発な意見交換を行うために、委員名については会長・副会長・委員と記載することとして、会議録につきましては、事業者の決定後に公表するということが適当と考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

【会長】

では、そのようにしていきたいと思います。次に、本日の資料の取り扱いについて確認をしたいと思いますので、事務局からのご説明をお願いいたします。

【事務局】

本日の会議資料につきましては、お手元の「枚方市立保育所民営化にかかる運営法人選定審査会」資料一覧をご覧ください。

その中で、本日の案件の資料にあたります「7 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項(案)」、「8 枚方市立保育所民営化に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて(案)」、「9 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選定基準(案)」、「10 選定審査の手順について(案)」、「11 今後のスケジュール(案)」につきましては、これから募集要項や審査基準の考え方をご審議いただきますが、法人募集を開始するまで、事前に決定前の情報が出ることについて公平性の観点から支障があると考えていますので、これらの資料につきましては、会議終了後事務局でお預かりをさせていただきます。

それ以外の資料につきましては、お持ち帰りいただいても支障はございません。お持ち帰りの場合は、封筒をご用意しておりますので、お帰りの際に事務局にお声がけください。また、お荷物になる場合は置いて帰っていただいても結構です。

今後も会議は続きますので、審議を円滑に行っていただけるよう、本日この場に残していただいた資料につきましては、委員ごとにバインダーにとじまして、次回の会議開催まで事務局で保管させていただきます。また、お持ち帰りになった資料につきましても、事務局で改めてバインダーにとじておきますので、次回の会議でご持参いただく必要はございません。以上です。

【会長】

ただいま、事務局から説明がありましたとおり、一部の資料につきましては、法人募集にかかる公平性の観点から次回の会議まで事務局で預かるということになりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【会長】

では、そのように進めていきたいと思います。次に、2回目以降の会議の公開・非公開について確認したいと思いますので、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

今後の会議の案件につきましては、法人選定に大きく影響を及ぼす内容であり意思形成過程にあたることから、冒頭に会議の公開・非公開の際にご説明いたしましたように、以降の会議につきましては非公開でお願いしたく存じます。また、答申をいただいた後に、議事録や資料を公開いたしますが、それまでの間は、委員構成や各会議終了後に審議内容の概要についてホームページを通じて公表してはどうかと考えております。

そこで1点、ご確認をお願いしたいのですが、委員名簿の取り扱いについては、原則は公開することとなっておりますが、委員名を公表することで審議への影響や活発な意見交換に支障が出る場合は非公開としている例もございます。本審査会の委員名簿についても、活発なご審議をお願いする観点から当面非公開とし、事業者決定後に公開とすることが適当ではいかと考えますが、皆様、よろしくお願ひいたします。

【会長】

ただいま、事務局から、次回以降の会議については非公開とするという旨の確認がありました。また、委員名簿の扱いについては、公表することにより公平な審議や活発な意見交換に支障があると認められますので、一旦、非公開ということにしますが、事業者決定後に公表するというところでよろしいでしょうか。

(「了承」の声あり)

【会長】

では、そのように取り扱っていきたいと思います。以上で、会議運営事項の確認を終了いたします。

それでは、次第9、案件の審議に入りたいと思います。まず、案件①「枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）について」、事務局の説明をお願いいたします。

なお、より審議を深めるために、資料説明を一括で行うのではなく、区切りのよいところまで説明していただき、その都度審議していくということではいかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

【会長】

では、そのようによろしくお願ひいたします。

【事務局】

(資料7をもとに、募集要項（案）の1～3について説明)

【会長】

では、「運営法人募集要項（案）について」審議を行います。資料7の1から3の移管条件まで、ご意見のある方はおられますでしょうか。

【委員】

渚西保育所の前の田の件は、私は購入済みだと聞いているのだが。予定と今ご説明がありましたが、実際のところどうなのでしょう。

【事務局】

当該土地について、今測量中でございます。正式に鑑定等を行いまして、実際に購入手続、契約に入るのは来年の5月の予定となっております。

【委員】

わかりました。

【事務局】

こちらにつきましては、もともと仮設園舎用地ということでお話を進めさせていただく中で、土地所有者の方の了解が得られましたので、購入についての合意はいただいております。

ただ、購入そのものは法人が決まらないことには進めるわけにはいかないところがありますので、今回のこの法人選定が終わった後に、購入の手続をさせていただきます。

【委員】

だけど、敷地そのものは枚方市が買うんですね。それを、今度の選定した法人さんに貸与するわけだから、法人が決まる、決まらないよりも、市が買うか買わないかという決定が優先するのではと思いますが。

【事務局】

法人決定後に購入するという事について、土地所有者との意思確認はできております。

【委員】

私たちの園に来ていただいて説明していただいたときにも、購入したというようにお聞きして、こちらが勘違いしたかなと思うのですけれども。測量に入っているのもう場所の変更等ができない、防災マップで非常に危険な場所に建つにあたって、測量が始まってしまっているからちょっと難しいと聞いていて。それで、保護者としては意見を飲んだという形だったのですけれども。購入が5月なのだったら、ちょっとまた私たちも、もっと声が出てきてしまうのではないかと正直思います。

【事務局】

実際の購入手続は、相手さんとの契約行為という形で確定させていただくものではございますが、この民営化について土地を購入させていただくということについては、もう土地所有者の方とは確認をさせていただいています。

【委員】

だから、もう意思確認ができているということは、決定ですね。逆に、向こうが「いや、それは売るのやめる。」といったら違約になるわけです。口頭であろうが合意をもらっているのだ

から、既成の事実としてそれはきちんと言ったほうがいいと思う。

私たちが不動産を買ったりするときも意思確認。買いますよ、それに前納金一部入れますよ。そうやってきた話でしたら、後で撤回するというのはよほどのことだと思うので。そのあたりは、余り堅苦しくしなくても、ほぼ決定ですという形で説明しておいたほうがいいのではないですか。

【事務局】

私どものご案内が分かりにくかったかもしれませんが、1回目の保護者説明会のときは、仮設園舎を建ててそこに一旦移っていただいて、また戻ってくるというお話をさせていただきました。2回目、8月に保護者説明会をさせていただく前に、お手紙で新園舎用地を、買いましたではなくて、購入することが決まりましたというお手紙を出させていただきました。その内容をもとに保護者説明会をさせていただいたということになります。購入することが決まりましたということが、おそらく、購入されたと伝わったのかもしれませんが。

【委員】

そうです。その2回目の説明会のときに、防災マップで非常に赤いところだという質問をさせていただいて、「測量に入っているからもう無理です。」と言われて、保護者全体の意識としては、「ああ、もう買っちゃったんだ。じゃあ、私たちが何を言ってももうだめなんだ。」という形だったのです。

【事務局】

購入をしてから測量するのではなくて、購入するために測量が必要になりますので。先に測量があって、鑑定があって購入という手続になります。

【事務局】

その意思決定のところではいいますと、土地所有者の方とは民営化について土地をご提供いただくという覚書は書面で交わしておりますので、そこについては法人さえ決まれば手続に入らせていただくことで確定しています。

【委員】

今の話は、会長はどうお考えですか。

【会長】

私の理解なのですけれども。基本的には、この事業を進めるにあたっての土地選定として、今市が示しているところがあると。そこに関しては、一定の手続等を進めていると。ただ、この事業に関してうまくいくかどうかというのは法人さんが決まらないと決定はできませんよね。

【委員】

過去、今までやっている幾つかの統廃合では、法人が決まらないケースもありましたか。

【事務局】

今まではないです。

【会長】

そこは、今まではないのですが、ということなのです。ただ、今回も同じかどうかというのは、やはりこういう法人募集ですのでわからないということなのだろうと思います。なので、おそらく、一定の手続を踏んでから、決まってからというのが公的な進め方としては妥当かなとは思っています。

【委員】

なるほど。

【会長】

買うことはもう決まっています、この場所は決まっています。なので測量に入ると。そこで金額等もいろいろ決まっていくということがあると思います。それを受けて、この事業が成立するためには、法人選定という手続に入っているということになります。手続的にはそれが決まらなると進まないということがあるのだろうと思います。

【委員】

結局、私たちが審議するのは、法人を選定するための会議には違いないんだけど。一番父母からの疑問が、本当にその土地で決めるのですかという、本当に一番大事なところなのですよね。渚西は土地が低く、黒田川がある。だから、その辺が一番不安なところだとの問題を出されているので、ほぼ決定だというのは感じておきたいというのが実情です。

【事務局】

実際の手続には、まだ入っていませんということだけなんです。市としての方針は決めております。

【委員】

そういう理解でいいんじゃないですか。市として決めているということで。承知しました。

【会長】

その辺もまた後々あるかもしれませんが、一旦、議事を進めさせていただこうと思います。続いて、資料7の4、応募資格及び条件について事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

(資料7をもとに、募集要項(案)の4について説明)

【会長】

今、ご説明のありました「4、応募資格及び条件」について、ご質問、ご意見等はいかがでしょうか。

【委員】

4ページの(10)の職員についての②の後半の部分で、「あわせて、保育士の確保について法人の考えを示すこと」って募集要項でこれを書いているということは、どういうお考えですかということをお聞きということですか。表明してもらいたいということですか。何のためにこういう項目が入っているのかよくわからないのですけれども。

【事務局】

最近、どの保育所でも保育士さんの確保が厳しいという状況がありまして。民営化を受けただけ職員が確保できなかったということになると困りますので。例えば、ほかに複数保育所などを運営している法人でしたら、法人の中で確保しますとか、そういったところについて、前もって提案や考え方を示していただきたいということです。

具体的には、例えば、採用計画であるとか、どういった手法で職員を確保するのか。例えば、就職フェアを開いたりというところを、具体的な手続といったところまで示していただきたいと考えております。

【委員】

それは、約束ではなくて決意表明していただくということですか。考えをお聞きということは、こういうつもりですということを言ってもらいたいというぐらいに読めるのですけど。それでいいのですか。

【事務局】

そこも含めてですし、より具体的なところをお示していただきたいといったところです。

【委員】

これは、私も同じような疑問をもっています。「枚方市の保育行政をよく理解する」とあるけど、最近マスコミで一番問題になっているのは民間です。民間の理事長、また副理事長、民間の保育に対する姿勢、その辺が一番マスコミで多く取り上げられている。例えば、市や町が運営しているところはそんなに頻繁にはマスコミには出てこない。ただ、民間の場合は営利目的だから、そういう子どもに対する保育の姿勢という部分の違いというのがよく出ていると思う。

だから、どこまで市が管理・監督できるのかというところを明確にする必要が私はあると思いますね。枚方市の保育行政をよく理解してもらい必要がありますから。今回の場合は、民間が運営するまでは市がやっている保育所だから、その辺のところの理解度をもう少し具体的に示してあげた方がいいんじゃないかと思います。

【事務局】

今回の募集要項案につきましても、走谷保育所までの7つの保育所の民営化をやってきたという経過を踏まえて、そこをベースにつくっているというものになっていますので。おおむね、この内容で募集要項が決まって、それをまた法人との間で確認を行いながら、ここで書いてあることをきちんと守って運営をしてくださいという形でこの間ずっとつなげてきていると思います。

お話の中にありましたように、監査の話であるとか、そういった部分については、もちろん対

象を社会福祉法人ということにしていますので、そこは、社会福祉法の中でいろいろ監査を受けるといふ部分が出てきます。それは、我々とはまた別の部署がやっていますが、民営化を受けた法人も、同様に監査を受けながら運営をしています。一番難しいのは、「枚方市のベースをよく理解するところ」という非常に抽象的な言い方なので、ここをどう理解してもらうかという点です。枚方市内の民間保育園であればずっと一緒にやっている部分が多いので、そこは理解いただいている部分があると思いますが。仮に、他市から応募されてそこが決まった場合に、他市の方が枚方市の保育行政を理解するというのはすぐにはできない部分もあるので、そこは行政もかわりながら理解してもらうように努めていく必要があると思います。

【委員】

もともと民営化の発端は財政というところに目をつけられて、人件費が財政を圧迫しているなど、いろいろなところから出てきた問題だと思います。今の保育所をずっと運営しようと思ったら、古くなったら修繕しないといけない。全部市が負担しているわけです。民間に任せたら国からの助成があるので、ある程度の設備が充実してくる。それはメリットが大きいところなんだけど。根幹になる、特に幼児ですよ。私の場合は、今は成人していますが渚西保育所に自分の子どもを二人とも、開設2年目から入れていました。今もずっと保育所に、運動会とかも見に行きます。本当に母親になりかわって抱き締めるというものがなかったら、1歳、2歳児なんかはなかなか先生には慣れません。だから、一番不安なときを、果たして民間の保育士さんが同じように抱いてやっていただけるのかなど。この辺のところは、やはり行政もある程度口出しをしていいと思います。

それと、もう一つ気になっているのは、障害児童です。民間では障害児童を受け入れたくないという風潮があるのではと心配しています。公立の場合は障害があっても積極的に受け入れしますよね。だから、法人を選ぶ場合にはそのところもかなり強調して、障害児童の受け入れの積極性なんかも目をつけていただきたいなと思います。

【事務局】

本当に大事なところのご指摘をいただいたと思います。運営法人の募集条件につきまして、社会福祉法人を対象にしているのは、そこがまずベースにあると考えています。

現在、公私協調ということで、例えば、保育士さんの研修、勉強会や、障害児保育についても民間園さんとの合同研修会を行ったりであるとか、市からも保育相談という形で民間園にも職員が出向きまして、発達の検査や、相談等々を行っております。保育士の人材育成や障害児保育については、民間園さんについても同じような形で取り組んでいただき、進めているところでございます。いろいろお感じになるところもあるかと思いますが、市としてはそういったところで力を入れているということでご理解いただければと思います。

【委員】

なるほど。

【会長】

基本的には、枚方市さんの指導のもといろいろ進めていかれることがあると思います。おそらく、民営化という言葉のもつ響きがあるのだろうと思いますが、基本的には社会福祉法人が運営

しますので、いわゆる、営利目的の企業は排しているということがあります。日本の保育は、民間の保育が支えてきたという歴史がございます。

公立よりも圧倒的に民間保育園のほうが多いわけです。公立の先生がいいということまでは、ちょっと言えないかなという気がします。

【委員】

私も子どもが公立だったから。

【会長】

公立の園のよさも、当然、ここでは活かすということがございますし。その辺は、例えば、障害児のこともあると思いますが、社会福祉法人は障害児も十分受け入れているという現状があるかと思えます。それでも、まだまだ足りないというのが今の状態だと思うので、いかに受け入れを増やしていくかというのが、日本の課題であるというふうには思いますが、そこら辺も、例えば、募集要項のところ、あるいは法人さんのプレゼンテーションのところ、いろいろ確かめていただくことができるのかなとは思っています。

【委員】

なるほど、わかりました。もう1つは、6ページの⑦の自動車での送迎ということの安全対策。これは、警備員をつける、つけないは私は別に問題視していませんが。

渚西保育所でもそうなのですが、チャイルドシートをつけていない車が多いです。チャイルドシートをつけずにそのまま児童を横に乗せたり、だっこしたりして連れて帰っていますが、これは、安全性の観点からしたら問題です、本来は。この辺はもう少し何らかの支援、援助というところもやはり着眼してほしいなと思えます。チャイルドシートもあんな高い物までよう買わんと。これは、実際にある保護者から聞いた話です。

この辺もちょっと見えないところかも知れないけれども、いい機会なのでチャイルドシートぐらいの金額の幾らかは負担しますよとか、車で送迎の場合。それは大事なのではないかなと。個人的な見解ですけれども。

【委員】

1点だけいいですか。その駐車場の件にかぶせてになるのですけれども。ちょっと小耳に挟んだぐらいなので確定ではないのですけれども。あそこは、渚西保育所も路上駐車があって、地域の住民の方のご迷惑になって、通報が園にも警察にも入っているという現状はお聞きしています。

渚保育所はもっと住宅地なので、基本は禁止という形で、みんな雨の日も風の日もびちゃびちゃになってでも自転車で来るなり、歩いてくるなりで頑張っているのですけれども。

200人規模になるということで、保護者の数も倍になる。どうやってその駐車場を確保するのか。建て方っておっしゃいましたけれども、幾ら2階建て、3階建てにしても、じゃあ駐車場を今90人で苦情が入っているのにどうやって200人で苦情をなくすのかというのも、それは法人に決定してもらいますって。でも、土地は役所は確保しないのですよね。あの辺には駐車場もないし。じゃあ、法人さんが土地を買わなかったら、また苦情が入って私たちはまた自転車で、渚なので余計遠くなっているのですよね。その距離を私たちはまた自転車で通わなければい

けないのかと言われると、とても。本当は、前に12キロまでの子しか乗せられないのに、うちは17キロの子を乗せて送迎するのですよ。もう時間が無理なので。車の駐車場があれば、こうはならないのですけれども。

それは、法人さんにある程度委ねなきゃいけない、財政的にもというのはもちろん、承知はしているのですけれども。今の渚西保育所の土地は空くわけじゃないですか。そこを駐車場にするなどの検討とかをしていただかないと、私たちばかり文句言われることしか目に浮かばないのです。何で停めるのですかって。何でと言われても、遠くなったからなのですけれどって、申しわけないけど思っちゃうのですよ。その辺も、できれば検討していただきたいというのは保護者からよく聞く声なので。

【委員】

7項目に、1、2って何か足しておいてよ。駐車場の件で。今意見を言わな、後では言えない、絶対に。会議は進んでいくんだから。

【事務局】

駐車場につきましては、確かに建て方によって一定確保できる分はあるとは思いますが。200人規模の保護者の方が通われるということで、これまでも敷地内の駐車場の確保が十分でない場合は、近くの一般の方が持っておられる駐車場を保育園さんで借りていただいて、そこを利用するというのもやっております。これにつきましては、法人に求めていきたいと思っております。

【委員】

停めるのも5分、10分ですよ。子どもを迎えに行って、すぐに出る。長期駐車じゃないから、待機所みたいなところ。何かそんなものがあればいいのに。そういう面は盛り込んでおいてほしいですね。

【事務局】

この用地で法人に保育所を建ててもらうにあたり、建物をどう配置して、園庭をどれぐらいの広さでとって、駐車場は何台分とるのかということについても、プレゼンテーションとかそういった機会がありますので、その中で具体的に聞いていただくこととなります。

200人規模の保育所という、一定多くの台数を停めるということは可能な限りということになってくるとは思いますが、近隣の民間の駐車場を借りている事例もあり、そういった情報提供をさせていただくこともできると思っております。

【委員】

5ページの11の④、共同保育のことですが、共同保育期間中に延べ保育時間数の50%以上とあります。6か月間設けているのに50%以上ということは、解釈によっては3か月にできるということですよ。後ろに偏り過ぎたらその3か月を6か月にした意味がなくなってしまいます。

だから、例えば最初のときは40%、それから後ろにいくにつれてだんだんこの%を伸ばしていくことになると思います。せっかく今回、3か月を6か月にしたのですから。例えば毎月50%以上とするとか。今はすぐに出てこないのですけれども。それをちょっと検討していただ

ればと思います。

【事務局】

ご指摘のところは、ごもつともだと思います。ここは、共同保育期間を長くというところをポイントとして出しておりますので、ここは表現を検討させていただきます。

【会長】

他は、いかがでしょうか。また、後ほどお気づきの点もあるかもしれませんが、一旦は進めさせていただこうと思いますが、開会から1時間余りが経過していますので、ここで一旦、休憩いたします。

(休憩)

【会長】

それでは、会議を再開いたします。事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

(資料7に基づき、募集要項(案)の5以降について説明)

【会長】

5、保育所運営申込書等の配付から最後まで、今ご説明がありましたがご質問、ご意見等はいかがでしょう。

【委員】

これって、最高点になった法人が決まるということで、どこか1つには絶対決まるということですよ、どんなに低くてもという解釈なのですか。

【事務局】

次の案件でのご説明になるのですけれども、例えば、1社であった場合とか複数の法人が出てきても、基準点というものを設けますので、そこを下回った場合については決定されないということになります。

【委員】

応募締め切り後、応募された法人名は公表されるのだったら、それは保護者に通達してもいいですか。保護者さんはどんなふう運営しているところとか、自分で調べられる範囲で調べる分には構わないのですか。

今まで他の園を運営しているのだったら、「あ、ここの園が今そうになっているんだな。」とか知ることができると思うのですけれども。市から公表される分には、私たちからも公表後はいいのかなという。

【事務局】

応募を締め切った段階でもホームページにも公表させていただきますし、保護者の方にもお知らせさせていただきます。保護者の方でいろいろ調べられるということについては構いません。

【委員】

わかりました。

【委員】

7ページが一番下ですけれども、見たらわかるのですけれども、明確にするために会議録として後日公表しますとありますけれども、法人決定後ですよ、これを公表するのは。

【事務局】

そうです。

【委員】

なので、「法人決定後に公表します。」としておいたほうが、細かいことですが、わかりやすいのではないかと思います。

【会長】

他はよろしいでしょうか。

それでは、続いて、事務局から資料8「枚方市立保育所移管にかかる提出書類等及びプレゼンテーションについて（案）」のご説明をお願いいたします。

【事務局】

（資料8に基づき、提出書類等について説明）

【会長】

今、資料8のご説明がありましたが、これについてご質問、ご意見等はいかがでしょうか。

【委員】

これだけ書類が来たときに、私たちが全部目を通すのですか。事務局で一応全部確認されるんですよね。

【事務局】

事務局でもチェックはさせていただきますが、最終、書類審査等プレゼンテーションを行っていただく中では、各委員さんにも書類を見ていただいて、それぞれの項目について採点していただきます。

具体的には、先ほどのご説明の中にもありました提案内容概要書という形で、募集要項の中身、考え方をまとめたものがございます。その内容を確認いただいたり、財務状況等につきましては、高橋委員に事前に確認をお願いすることになるのですけれども、そういった形をこれまで

も進めております。極力、皆様にご負担のないようにはしたいと思っております。

【委員】

私たちは、疑義が出た場合は質問しますが、こういう提出書類の確認は事務局の仕事だと思う。行政が事前に細かいところまでチェックしておいていただきたいと思います。

【事務局】

もちろん、書類のチェックは事務局でさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【委員】

いろいろな計画を書く項目があって、こういう計画をしますというのを見た上で、我々が今回どこの法人にするというのを決めるという流れだと思いますが、この計画がちゃんと履行されているかどうかというのは、保護者側が気づくようなことなのですか。誰かがチェックするのですか。確か、履行できなさそうだったらすぐに市に連絡するということが書いてあったと思うのですが。

【事務局】

当然、募集要項などに書かれたことについての確認は随時しております。また、法人からこの項目が今こういう状況であるということの相談、報告と、それに対して、市としてはこのようにしなさいということでの助言も行っています。

また、保護者から気づくところがあれば、ご一報いただくということもあるかもしれませんが、基本的には、行政の方で法人のそういった進捗状況等については、協定書というものを結んで確認もしています。

【事務局】

民営化される前の1年間は、今の保育所に法人から職員が来ます。特に共同保育が始まる半年前からは保育士も来るのですが、そこに、それぞれの所長がいるわけですから、引継ぎの状況について何かあったら所長から示していただくようになると思います。

民営化後1年間は、逆に、民間の保育所になっていますので、そこに前の所長が園に行きます。いろいろ法人に引き継いでやってきたことがもしできなかったら、所長がその場で言うかもしれませんが、内容によっては市が指導や助言をします。そういった流れになってくるということです。

【委員】

ある程度、所長が監査の目をもって1年間は見るということですか。

【事務局】

監査というほどではないですが、内容の確認ということです。

【委員】

なるほど。

【委員】

議事録は後日公開されると思うのですけれども、この計画、こういうことをしますというのはこれも公開するのですか。

【事務局】

書類自体を公表ということではないですが、先ほども言いました様式9の提案をコンパクトにまとめた様式につきましては、保護者等にも配付させていただいて説明はさせていただきます。

【委員】

そうなのですね。それでは一応、保護者側もそれを見てちゃんとやっているかどうかというの
は見られるということですね。

【会長】

他はいかがでしょうか、この資料について。大体よろしいでしょうか。おそらく、審査は実際にやってみないとなかなかイメージができないところもあると思いますので。

それでは、案件①について、これまでのところで他にご意見、ご質問等はございませんでしょうか。以上が、案件①となりますが、よろしいでしょうか。

今回いただきましたご意見では、大幅な修正はなかったかと思います。一部、期間等の確認でありますとか、それから、何か所かちょっとつけ加えるところ等はあったかかと思えますけれども、大幅な修正はなかったかかと思えますので。

皆様方からいただきましたご意見を踏まえて、今後、事務局で資料の修正等を行ってまいります。今後の手続を円滑に行うために、資料の修正にかかる事務局との調整は会長である私にご一任いただくということでよろしいでしょうか。

(「よろしいです。」の声あり)

【会長】

また、今後の資料は、後ほど事務局から皆様に情報提供させていただきますということでよろしいでしょうか。それでは、事務局と調整して作業を進めてまいります。以上で、案件①が終了になります。

それでは、続きまして、案件②の審議に入りたいと思いますが、これからの案件については、先ほど非公開の案件と決定いたしましたので、傍聴人の方についてはここでご退室いただきます。

(傍聴人 退室)

【会長】

次に、案件②「枚方市立保育所民営化にかかる運営法人選定審査会選定基準（案）と選定方法について」のうち、選定基準（案）について事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

(資料9に基づき、選定基準(案)について説明)

【委員】

これは、確認というのは、あって当然というもので、提案というのは、前向きな内容ですね。どちらに重きを置くかといえは、提案が重いでしょうね。

【事務局】

これは、最低限求めている確認をクリアしていただくと38点になります。そこからどれだけ上積みして、どんないい提案をしていただくかという点数のつけ方です。

【委員】

なるほど。確認は基礎点ですね。

【会長】

いかがでしょうか。ご不明な点、ご質問等はございますでしょうか。

多分、実際にやってみないとなかなかイメージがつかないと思いますが、恐らく、やるときには市の方がいろいろきちんとつけやすいようにご配慮いただけるとは思います。

【事務局】

また、実際の審査の前には改めてこの記述についてご説明させていただきますので、よろしくお願いします。

【会長】

こういうシートに点数をつけるというイメージをもっただけならいいかなと思います。それでは、次に選定方法について事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

(資料10に基づき、選定方法について説明)

【会長】

今の選定方法について、ご質問、ご意見等はいかがでしょう。

【委員】

これは、申し込みがあったら、予選1次、2次という形ではなく、最後まで審査するということですね。例えば、5者、最初から申し出があったと。その5者については、書類審査で事務局ではねたりせず、最後の段階まで審査対象でやっていくということですか。

普通だったら、一次予選とか二次予選がありますね。レベルの高い人が残る。プレゼンテーションは一つの競技やんか、そんなのはないの、こういうシステムには。今までやったやつも、みんなこの方式でやってるのですか。

【事務局】

5者応募があったという例はあるのですが、その場合も、5者全てにプレゼンテーションまでしていただいております。

これまではなかったのですけれども、審査の段階で事務局で確認させていただく中で、明らかにこれは条件を満たしていないとか、そもそもプレゼンテーションの場にふさわしくないとかがあれば、こちらからも働きかけをしますが、それでも応じないとかがあった場合については、一定そのあたりも検討します。

【会長】

おそらく、やってみるといろいろわかって見えてくることもあるかなと思います。また、先ほどもちょっとご説明にあったように、書類審査のところでの協議であるとか、あるいはプレゼンテーションが終わった後の協議とか、そういったものもありますので、そのところでご確認をいただくとか、あるいは意見交換をするというところで進めさせていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、地域のことであるとか、あるいは保護者の方は保育のことであるとか、そういう目線で見えていただけたら、あるいはご意見等をいただけたらいいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

では、おおむね案件②については事務局案で了承されたかと思います。選定基準と選定方法は事務局案としたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、事務局から、選定にかかわることでそのほか何かありますでしょうか。

【事務局】

事務局からお願いがございます。次回の第2回の審査会から選定を実際に行っていただくことになるのですけれども。その際、公平な選定という観点から、応募のあった法人の代表者や理事の血縁の方、またはその法人が運営している保育園に勤務されている方などにつきましては、選定に関する利害関係者となりますので、審査委員としての採点につきましてはご辞退いただくことが適当ではないかと考えております。

現時点で、委員の中でこれらに該当する可能性のある方がおられるかどうかというのは、まだ公募してみないとわからない中ではございますが、応募結果を踏まえて、次回の選定の前に、万一そのようなケースに該当する場合はお申し出いただきまして、審査会の場でご確認いただいた上で採点しない場合の詳細な取り扱いについて改めてご審議をいただきたいと考えております。

この点につきまして、公募に先駆けてご確認いただく必要があるのではないかと考えご提案をさせていただきました。

【会長】

ただいま、事務局から提案がありましたが、現時点ではまだどの法人が応募があるかわからない状況ですが。公募前に公平性の観点から、事務局からの説明のあった事態が生じた場合の対応をはっきりさせておくことですが、皆様、事務局の説明どおりでよろしいでしょうか。

【委員】

委員の名前は、ホームページとかに公表されるのですか。

【事務局】

法人の決定後には公表させていただきますが、審査中には影響がないようにということで非公開で進めさせていただきます。

特に、選定中になりますと、各委員にいろいろなお声がかかったりというのを他市では聞いたということがありますので、法人が決定するまでは公表いたしません。

【委員】

決定後もふせることはできないのですか。

【事務局】

名前は公表させていただきます。

【会長】

一番初め、先ほどのところで説明があったように、こういうものは公のものですので。

情報は公開するというのが基本的なことになると。そういう意味では、先ほどの事務局の説明では、審査中はいろいろな利害関係が生じたり、そういったことがあるので伏せると。ただ、皆様方は、先ほどお話があったように、準公人という扱いになってくるとということが先ほどご説明の中にあっただと思います。

【委員】

これって、最初に公開するかどうか、今日ですけれども。公開するかの話がちょっとあって。一応、するという方針でいったと思うのですけれども。今、委員から「やはりやめてほしい。」という意見があったら、それをもう一度議論してやめるならやめるでいいと思いますが。

【会長】

それは、いかがでしょうか。基本的には、いわゆるこれが公の場になってきてしまうので、情報公開というものが原則になるというのが基本になると思います。

【委員】

それはよくわかります。

【会長】

なので、これにかかわっていただく以上は公表ということになってくるとは思います。

【事務局】

最終的に法人決定する手続きは市でさせていただきますので、皆さんの意見はもちろん答申としていただきますが、最終的に法人をそこに決めたというところについては市が決定したということになりますので。最終的な責任は、市の方にあるということです。

【会長】

先ほどのご懸念の、いわゆるこのメンバーが決めたということに直結するというのではなくて、最終決定は先ほどの説明のとおり市が決定するということになります。

【委員】

どこが応募してくるかわからないですけど、以前に勤めていましたとかというのはどうするのですか。

【委員】

そうそう。以前、その法人に私は1年ほど勤めていましたと。

【委員】

勤めていました。でも、今はしていませんとか。その場合はどうするんですか。

【委員】

一般的には、それは利害関係ではないです。法人の園長を知っているところでも審査をしたことがありますので。知り合いは、利害関係ではないです。

【委員】

わかりました。

【会長】

よろしいでしょうか。それでは、そのようなことが生じるか現時点ではわかりませんが。まずは、応募法人の関係の方につきましては採点をご辞退いただくということでお願いしたいと思います。

なお、次回の書類審査の前にもう一度、皆さんと選定方法については応募法人の関係者に該当するかを含めてご確認いただきますので、よろしくお願いいたします。

そのほか、何かありますでしょうか。

【事務局】

ここで、改めまして、委員の皆様にご案内がござります。

本日審議していただきました選定基準、選定方法に基づき、次回以降採点を行っていただくこととなります。今後、法人の募集を行うに際し、本日の内容が外部にもれますと公平な選定の妨げになってしまいます。あわせて委員には守秘義務が課されていますので、この点についてすみませんがくれぐれもご注意をよろしくお願いいたします。

【会長】

皆さん、十分ご理解いただいていることと思いますが、守秘義務といった点についてご注意をお願いいたします。

それでは、事務局から法人決定までの今後のスケジュール案について報告をお願いいたします。

【事務局】

(資料11に基づき、今後のスケジュール(案)について説明)

【会長】

では、日程調整のため、一旦会議を中断します。

(休憩中)

【会長】

それでは会議を再開します。事務局から報告をお願いします。

【事務局】

事前に確認をさせていただいた日程の中で、一番多くの委員の都合が合う12月6日の夜を一旦、候補日とさせていただき、本日この場で予定がはっきりしない方については、確認の上、事務局までご連絡いただくこととさせていただきます。最終的な調整結果につきましては、改めて各委員にご連絡をさせていただきます。

【会長】

わかりました。スケジュールが皆さんお忙しいと思いますが、ご調整いただいてご協力いただけたらと思います。そういった中で審査を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、これは、会長としての意見ですが、法人経理についてはなかなか我々では判断できないという部分が、難しい部分があるように思います。法人経理の分野については、専門家の高橋委員に事前に集中的に見ていただき、次回の選定審査会のときにご説明いただければと思っております。高橋委員、事務局、いかがでしょうか。

【委員】

喜んでさせていただきます。

【事務局】

よろしく願いいたします。

【会長】

それでは、高橋委員に事前審査を了承していただきましたので、事務局は今後高橋委員と日程調整を行い、事前に審査をお願いいたします。

これで、本日の案件は全て終了いたしました。それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会としたいと思います。遅い時間まで、本当にありがとうございました。